

通帳発行形態に関する特約

1. 【この特約の適用範囲】

この特約は、当金庫と預金契約を締結する契約者（以下「預金者」といいます）が当金庫に有する普通預金口座または総合口座について、普通預金規定または総合口座取引規定に加えて適用されます。

2. 【通帳発行形態の選択・変更】

(1)

① 普通預金口座または総合口座の利用にあたって、預金者は、通帳不発行方式と通帳発行方式のいずれかの形態を選択するものとします。また通帳の発行形態は預金者が当金庫所定の手続きにより変更することができるものとします。預金者が通帳不発行方式の形態を選択する場合には、個人は商工中金ダイレクト、法人・個人事業主は商工中金Bizリンクを申し込む必要があります。加えて、キャッシュカードの発行が必須となります。

② 2025年12月22日以降に開設する普通預金口座または総合口座について、通帳発行方式を選択する場合（預金者が通帳不発行方式を通帳発行方式に変更する場合ならびに後記2(2)のただし書きによって通帳発行方式に再変更する場合を含みます。以下同様です）、預金者は、当金庫所定の紙通帳利用手数料を支払うものとします。その場合、当金庫払戻請求書等によらず、普通預金口座または総合口座普通預金から利用手数料を引き落とすことができるものとします。紙通帳を利用する場合であっても、当金庫所定の免除条件に該当する場合は、紙通帳利用手数料はいただかないものとします。

(2) 2025年12月22日以降に開設する普通預金口座または総合口座について、通帳発行方式を選択しているにもかかわらず、預金残高不足等により紙通帳利用手数料が支払われない場合は、当金庫は、預金者の同意を得ることなく、通帳発行形態を通帳発行方式から通帳不発行方式に変更できるものとします。変更後は、3【通帳不発行方式の場合の特約】に基づいたお取引となります。ただし、預金者が通帳発行方式への再変更を希望するときには、当金庫所定の紙通帳利用手数料を支払ったうえで、当金庫所定の手続きにより通帳発行方式に再変更することができるものとします。

(3) 普通預金口座または総合口座を通帳発行方式から通帳不発行方式に変更する場合（預金者が変更する場合のほか、前記2(2)の本文によって当金庫が通帳発行方式を通帳不発行方式に変更する場合を含みます）には、通帳不発行方式に変更する前の通帳については通帳不発行方式に変更した時点で使用できなくなります。

3. 【通帳不発行方式の場合の特約】

- (1) ATM・商工中金ダイレクト・商工中金ビジネス Web またはアンサーサービスで可能なお取引については、原則そちらでお取引ください。通帳不発行方式の普通預金口座および総合口座については、定期的なお取引明細の送付等は行いません。お取引明細は、商工中金ダイレクトまたは商工中金 Biz リンクでご確認ください。
- (2) 当金庫店頭での手続きが必要となる場合は、以下の通り取り扱います。
- ① 預金者が普通預金口座または総合口座を払戻すときまたは解約するときは、届出印により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印し、この預金口座のキャッシュカードを提出してください。
- ② 前記①の手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提出等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。
- ③ 店頭での払戻しまたは解約のほかに、預金規定等により通帳の提出が必要な取引を行う場合には、当該預金規定等に定める通帳に代えて、預金者は届出印により、当金庫所定の様式に記名押印し、この預金口座のキャッシュカードを提出してください。これに加え、本人確認書類の提出等の手続を求め、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは取引を行わないことがあります。

4. 【規定の変更】

- (1) この規定の各条項その他の条件は、諸般の状況変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) この変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上
(2025年12月現在)